

諮問番号：令和3年度諮問第1号

答申番号：令和3年度答申第1号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

審査請求人〇〇〇〇氏が令和2年8月5日付けで提起した、袖ヶ浦市長（処分庁担当課：高齢者支援課）による令和2年〇月〇〇日付け袖高第〇〇〇号により通知した成年後見人等報酬費用助成却下通知書に関する成年後見人等報酬費用助成却下処分の取消しを求める審査請求については、棄却するのが相当である。

### 第2 事実経過

- 1 処分庁は、令和2年6月11日に審査請求人の成年後見人等報酬費用助成申請書を受理した。
- 2 処分庁は、袖ヶ浦市成年後見等開始審判請求実施要綱（令和元年告示第88号。以下「要綱」という。）第10条の規定により、要綱第3条各号及び第5条第2項各号に該当するか否かの検討を行った結果、該当しなかったため、助成しないこととし、令和2年〇月〇〇日付け袖高第〇〇〇号により、審査請求人に対し、成年後見人等報酬費用助成却下通知書（以下「本件処分」という。）を送付した。
- 3 審査請求人は、令和2年8月5日に処分庁に対し、本件処分の取消し及び被保佐人の成年後見人等に対する報酬費用の助成として〇〇万〇千円の支払いを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）をした。
- 4 令和3年2月19日に審理員による口頭意見陳述を実施した。

### 第3 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

##### (1) 要綱第5条第2項第3号に係る主張について

本件処分は、被保佐人の具体的な収支状況等を考慮しておらず、要綱第5条第2項第3号の解釈を誤ったものであることから、憲法第13条及び第25条に反し、違法又は不当なものである。

##### (2) 要綱第5条第2項第4号に係る主張について

要綱第5条第2項第4号では、「その他市長が特に必要と認める者」と規定しているが、本件処分は同号への該当可能性を全く検討していないものである。また、令和2年9月1日付け補正書のとおり、令和2年1月4日以降の収支について考慮していない。これらは憲法第13条及び第25条に反し、違法又は不当なものである。

##### (3) 以上から、本件処分は違法又は不当である。

## 2 処分庁の主張

### (1) 要綱第5条第2項第3号に係る主張について

後見人等報酬の助成については、要綱により規定を定めており、本件においては、被保佐人から提出された財産目録及び添付された非課税証明書から、要綱別表第2に定める「単身世帯の世帯合計収入額（年額）」である150万円を超えることを確認し、要綱に定めた基準に該当するか否かの判断を行ったものであるから、憲法第13条及び第25条に反するものではなく、本件処分に違法又は不当な点はない。

### (2) 要綱第5条第2項第4号に係る主張について

処分庁は、被保佐人から提出された申請書の添付書類のうち非課税証明書、財産目録及び銀行預金通帳の写しにより報酬付与の対象である平成31年1月1日から令和元年12月31日までの収支を確認し、総合的に判断した結果、「その他市長が特に必要と認める者」には該当しないと判断していることから、憲法第13条及び第25条に反するものではなく、本件処分に違法又は不当な点はない。

なお、補正書に記載された令和2年1月4日以降の収支については、家庭裁判所が決定した報酬決定期間外であることから、本件処分において考慮することはできないものである。

### (3) 以上から、本件処分については、要綱に定めるところにより適法に行われた処分であり、違法又は不当な点はない。

## 第4 審理員による判断の理由

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書「第3 審理員による判断の理由」（以下「審理員意見」という。）のとおりとしている。

## 第5 調査審議の経過

本審査会による調査審議の経過は、次のとおりである。

令和3年4月16日 審査庁から諮問

令和3年5月19日 調査審議

## 第6 審査会の判断の理由

### 1 審理員による審理手続について

本件審査請求に係る審理員による審理手続は、適正に行われたものと認められる。

### 2 審査会の判断について

本審査会における判断の理由は、審理員意見と同旨であり、次のとおりである。

#### (1) 本件に係る法令等の規定について

ア 成年後見制度利用支援事業は、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）に規定された任意事業として位置付けられており、本市では、要綱に基づいて、成年後見制度利用支援事業を運営している。

要綱第5条第2項各号では、成年後見制度を必要とする人が低所得であっても円滑に成年後見制度を利用できるよう定めたものであり、同項第3号の基準については、「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について（平成12年5月1日付老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知）」の別添2「社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱」の基準を参考として定めている。

イ 要綱第5条第2項第4号の規定では、その他市長が特に必要と認める者は、同条同項第1号から第3号までに該当しないものの、個別の事情により生計困難に陥った状態にある被後見人等に対して助成を行うことを可能とするためのもとしてされている。

ウ 地方自治法第232条の2の規定では、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができるとし、当該規定においては、補助の要件及び効果を具体的に定めていないことから、助成金を交付するかについては、地方公共団体の長が、当該地方公共団体における経済的、社会的、文化的な諸要素や各種の行政施策の在り方等の諸事情を総合的に考慮した上で、住民の福祉の増進に寄与するという見地から判断すべきものであり、地方公共団体の長に広く裁量権が認められているものと解することができる。

一方で、同条が公益上必要であることを要件としたのは、恣意的な助成金の交付によって地方公共団体の財政秩序を乱すことを防止することにあると解することができるため、当該地方公共団体の長による公益上必要であるかに関する判断に裁量権の逸脱又は濫用があったか否かは、当該助成金の交付の目的、助成の対象となる事業の目的や性質等の諸般の事情を総合的に考慮して判断されるものであり、その判断が著しく不合理であったといえない限り、憲法第13条及び第25条に違反するものとはいえないと解することができる。このことを基に、以下、要綱第5条第2項第3号及び第4号に係る各主張について検討する。

(2) 要綱第5条第2項第3号に係る主張について

ア 要綱第5条第2項第3号の規定においては、別表第2において、単身世帯の場合は、世帯合計収入額（年額）が「150万円以下」かつ資産（現金、預貯金、有価証券等）が「350万円以下」の者を助成の対象としている。これは、要綱第1条の目的を「成年後見制度の利用を支援するため、市長申立て審判請求の手續等を定めるとともに、成年後見制度の利用

に係る費用の助成の実施に関し必要な事項を定めることにより、高齢者、知的障害者及び精神障害者の福祉の増進を図ること」とし、助成の対象となる目的や性質等が低所得の高齢者等に係る福祉の増進であり、別表第2の基準が国要綱の基準を参考に定めたものであることなどに鑑みると、市長の判断が著しく不合理であったとはいえず、裁量権の逸脱又は濫用があったということができないと認められる。

イ 処分庁は、被保佐人から提出された財産目録及び添付された非課税証明書から、被保佐人の資産（現金、預貯金、有価証券等）は〇〇〇, 〇〇〇円と判断しており、要綱第5条第2項第3号及び別表第2に定めた単身世帯の「資産基準」に該当するものの、収入は公的年金等収入の〇, 〇〇〇, 〇〇〇円であり、別表第2に定める「単身世帯の世帯合計収入額（年額）」である150万円を超えることを確認している。このことから、処分庁は、被保佐人から提出された資料から、具体的な収支状況を考慮し、本件処分を行っているといえると認められる。

ウ したがって、本件処分が憲法第13条及び第25条に反するとはいえず、違法又は不当な点は認められない。

(3) 要綱第5条第2項第4号に係る主張について

ア 要綱第5条第2項第4号の規定では、「その他市長が特に必要と認める者」と規定し、具体的な対象者として、処分庁は、大規模災害の被災者、同一世帯員による被虐待者等、費用助成がなければ生計維持が著しく困難である者を想定している。これは助成の対象となる目的や性質等が低所得の高齢者等に係る福祉の増進であり、同項第1号から第3号までに該当しない場合で、費用助成がなければ生計維持が著しく困難である者を想定したものであることに鑑みると、市長の判断が著しく不合理であったということができず、裁量権の逸脱又は濫用があったということができないと認められる。

イ 審査請求人は、令和2年9月1日付け補正書に記載された、本人収支表を作成した令和2年1月4日以降、被保佐人の認知症の進行に伴い、デイサービス利用料年間約〇万〇〇〇〇円、〇〇〇〇病院医療費、薬代年間約〇〇万円及び介護タクシー利用料年間約〇万〇〇〇〇円の支出が増えた収支状況を踏まえると、保佐人報酬を被保佐人負担とした場合、被保佐人の収支は赤字となってしまうことから成年後見報酬の助成を受ける必要性は高いと主張する。しかしながら、令和2年1月4日以降の収支については、申請書及び申請書添付書類令和2年（〇）第〇〇〇〇〇号保佐人に対する報酬の付与申立事件に係る審判書に記載された家庭裁判所が決定した報酬決定期間（平成31年1月1日から令和元年12月末日まで）外であることから、本件処分において考慮することはできないと認められる。

ウ したがって、本件処分が憲法第13条及び第25条に反するとはいえず

ず、違法又は不当な点はないと認められる。

### 3 結論

本件審査請求は、理由がないものと認められるので、上記第1のとおり判断する。

袖ヶ浦市行政不服審査会

会長 在原 昌秀

委員 進藤 太

委員 田代 悦子

委員 高橋 信正

委員 齋藤 克己